

# 加入者月別掛金額登録・変更届

- 必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。
  - 太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。
  - 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入のうえ、訂正印を押印してください。
  - この帳票は、掛金の納付月と金額を指定する場合にご提出いただく書類です。
- 生年月日の年号に☑し点をご記入ください。

1. 申出者 ▼加入者自ら署名する場合、押印は不要です。

フリガナ <u>ネンキン イチロウ</u>	印		基礎年金番号	1 2 3 4 - 5 6 7 8 9 0
氏名 <b>年金 一郎</b>			生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <sub>5</sub> <input checked="" type="checkbox"/> 平成 <sub>7</sub>
				年 月 日 4 9 1 0 0 6

- 毎月払いのほか、特定の月にまとめて納付することも可能です。
- 掛金額の変更は、年1回に限り行えます。  
当年分と翌年分の申出内容が異なる場合、「年1回の掛金額変更を申出済」とみなされるため、翌年、改めて掛金額の変更を申し出ることではできませんので、ご注意ください。
- 掛金納付は60歳到達月までとなります。60歳到達月以降の掛金の納付はできません。  
例えば、10月に60歳を迎えた方が、年1回9月分で納付(10/26引落)する場合、当年の抛ができませんが、年1回11月分で納付(12/26引落)する場合は、抛ができません。
- 抛出限度額に満たなかった掛金額の差額分を繰り越すことは、年内に限り可能です。当年の差額分を翌年に繰り越すことはできません。

「納付済」欄について

●既に納付済みの月については、通帳等をご確認のうえ、納付した掛金額をご記入ください。  
※なんらかの理由により、掛金の納付がなされていない場合も、本来納付する予定だった掛金額をご記入ください。

「掛金額」欄について

●掛金額の記入は、掛金額の変更を希望する月以降から記入してください。  
●申出をした月以降で、掛金を抛出しない月には「0」をご記入ください。

2. 当年の掛金額の指定

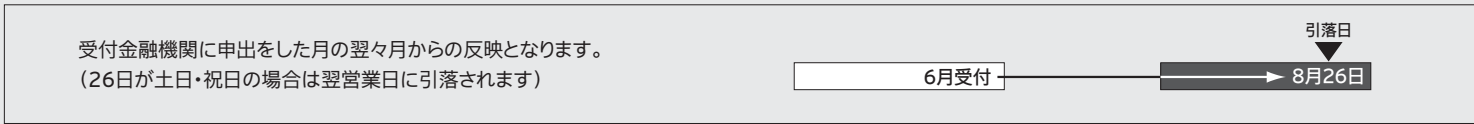
当年【令和 1 年】

引落日	納付済	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	10,000 円	円
2月26日引落 (1月分)	10,000 円	円
3月26日引落 (2月分)	10,000 円	円
4月26日引落 (3月分)	10,000 円	円
5月26日引落 (4月分)	円	0 円
6月26日引落 (5月分)	円	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	円	0 円
8月26日引落 (7月分)	円	0 円
9月26日引落 (8月分)	円	0 円
10月26日引落 (9月分)	円	0 円
11月26日引落 (10月分)	円	0 円
12月26日引落 (11月分)	円	200,000 円
合 計		300,000 円

3. 翌年以降の掛金額の指定

翌年【令和 2 年】以降

引落日	掛金額
1月26日引落 (前年12月分)	0 円
2月26日引落 (1月分)	0 円
3月26日引落 (2月分)	0 円
4月26日引落 (3月分)	0 円
5月26日引落 (4月分)	0 円
6月26日引落 (5月分)	100,000 円
7月26日引落 (6月分)	0 円
8月26日引落 (7月分)	0 円
9月26日引落 (8月分)	0 円
10月26日引落 (9月分)	0 円
11月26日引落 (10月分)	0 円
12月26日引落 (11月分)	200,000 円
合 計	300,000 円



受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	(株)〇〇銀行
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

受付金融機関 令和, . . . 年 . . . 月 . . . 日	事務処理センター